（変更の認定を要しない軽微な変更）

第五条　法第十三条第五項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　施設の名称又は所在地の変更（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更に限る。）

二　第三条第七号又は第八号に掲げる事項に係る変更

（変更の届出）

第六条　法第十三条第七項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定認定の年月日

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の年月日

（事業の廃止の届出）

第七条　認定事業者は、認定事業を廃止したときは、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定認定の年月日

三　廃止の理由

四　廃止の年月日

附　則

この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百五条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十三条の七、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十九条第四項及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十三条第二項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十九条第一項各号列記以外の部分中「第十号の九」を「第十号の十」に改め、同項中第十号の九を第十号の十とし、第十号の八の次に次の一号を加える。

十の九　法第二百四条の八第一項の規定による権限

第百五十九条第二項中「第十号の九」を「第十号の十」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二百十七条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　法第百五十三条の六の三第一項の規定による権限

第二百十七条第二項中「第十号」を「第十一号」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第三条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百七条第七十八号の次に次の一号を加える。

七十八の二　全国健康保険協会が行う立入検査等に係る認可に関すること。

第七百十六条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　全国健康保険協会が行う立入検査等に係る認可に関すること。

第七百十八条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　全国健康保険協会が行う立入検査等に係る認可に関すること。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十八条第一項第二号並びに第十九条第三項及び第四項の規定に基づき、農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則

（農作業に従事する日数）

第一条　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十八条第一項第二号の農林水産省令で定める日数は、農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第八条に規定する日数とする。

（公告の方法）

第二条　法第十九条第三項の規定による公告は、同条第一項の規定による合意をした旨及び当該合意の内容を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

（報告の方法）

第三条　法第十九条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　当該特例分担事務に係る処分その他の措置の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二　当該特例分担事務に係る処分その他の措置を行った年月日

三　当該特例分担事務に係る処分その他の措置の内容

四　その他参考となるべき事項

2　前項の報告書には、当該特例分担事務（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条に係るものに限る。）に係る農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第三条の申請書の写し及び農地法施行規則第十条第二項各号に掲げる書類の写しを添付するものとする。

附　則

この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第三十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の施行に伴い、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十五条の二の規定に基づき、及び同法を実施するため、都市計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

都市計画法施行規則の一部を改正する省令

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の三第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内において定められる都市再生特別地区に関する都市計画に関する法第十八条第三項及び法第八十七条の二第三項の規定により読み替えて適用される法第十九条第三項（法第二十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による権限

第五十九条の四第一項中「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二第三項」に改める。

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第三十三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定に基づき、国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏